

01 | 事業概要・目的 >

企業の移転に係る経費の一部を支援することで、本県への本社機能移転を促進し、県内就職を希望する人材の働く場の創出に繋げ、産業人材の確保及び地元雇用の創出を図るもの。

02 | 事業内容 >

本社機能移転促進事業費補助金 ※事業の詳細については、担当課までお問合せください。

(1) 補助額等 本社機能移転に係る新設・増設又は購入に要する経費（※土地取得費用は除く）
補助率：投下固定資産額×10%
補助上限：100,000千円/社

(2) 交付要件 下記①、②のいずれかに該当し、以下の交付要件を満たすこと。

① 移転型 県外に本社及び事業所を置く事業者が、県内に新たに特定業務施設を新設又は取得により整備しようとするもの

② 拡充型 県内に事業所を有する事業者が、新たに特定業務施設を新設、増設又は取得により整備しようとするもの

※特定業務施設……地域再生法施行規則第8条に規定する事務所、研究所、研修所のこと。

交付要件▶

	投下固定資産額	常時雇用者増加
大企業	3,500万円以上	5人以上
中小企業	1,000万円以上	1人以上

(3) 対象経費 本社機能に移転する際に要する投下固定資産額及びこれと合わせて実施する付帯工事費（土地購入・造成費用は除く）

※投下固定資産額……地方税法第341条に規定する「固定資産」のうち、特定業務施設の用に供するものの取得価額の合計（消費税及び地方消費税除く）

03 | 補助事業イメージ >



当該制度に係る県ホームページ >

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021a/itensokushin.html>

